

八重山の漁業者は、平成20年から保護区や体長制限といった「資源管理」に取り組んでいます。一方、漁業者以外の「遊漁」についてはどうなっているのでしょうか？ 海外の事例も併せて紹介します。

遊漁とは？

遊漁とは、漁業者が生活のために営む「漁業」とは異なり、一般の人が趣味や娯楽の一環として、魚や貝・海藻などを採ったりすることを指します。八重山では、昨年の新空港開港に伴い観光客数が93万人を突破し、沖釣りなどを楽しみに訪れる人も増えています。また石垣市は、一般の人が所有する「マイボート」も県内一多く、レジャーフィッシングの一大拠点となっています。

遊漁にもルールがあります

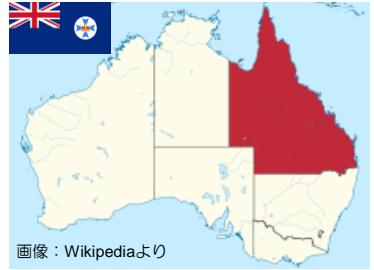
水産物を持続的に利用していくために、漁業者が自らの行為に制限(体長制限や禁漁期間等)を加えていく仕組みが「資源管理」ですが、一般の人が水産物を採る際にもルールがあります。例えば沖縄県では、**刺網などの網漁具、水中銃、スキューバ、カニカゴ、集魚灯等を使って魚や貝などを獲る行為は、その漁業に匹敵する程の効率の面から、一般に使用が禁止されています。**また、**シャコ貝やタコ、イセエビ、サザエ、ウニ、ナマコ等を一般の人が採ると、漁業権の侵害行為として漁協から訴えられる場合があります。**いずれも罰則を伴いますので、詳しくは、沖縄県水産課HPでの「海のルールとマナー」をご覧ください。



<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/suisan/documents/rule-2.pdf>

海外ではどうなっているのでしょうか？

クイーンズランド州は、ゴールドコーストや、ケアンズといった有名な観光都市を擁するオーストラリア北東部の州です。沖に広がるグレートバリアリーフには、サンゴ礁性のあかじんやいらぶちャーの仲間といった、沖縄でもなじみの魚が生息しており、レジャーも盛んな地域です。クイーンズランド州では、遊漁だけで年間になんと**8,500トン**もの水産物が獲られているとされています。八重山の沿岸性魚介類の年間漁獲量が**200~300トン**程度であることを考えると、驚くべき数字です。クイーンズランド州では、様々な魚種に体長制限が設けられていますが、特筆すべき点は、魚種ごとに**持ち帰っていい数**が決められている点です。以下に、その一部(ほんの一部)を紹介します。



画像: Wikipediaより



ハタ(みーばい) 類全般

38cm以下は禁止、持ち帰り**5匹**まで



ハマフエフキ(たまん)

45cm以下は禁止、持ち帰り**5匹**まで

(その他フエフキダイ類は**25cm**)

クイーンズランドの遊漁に関する規制



全種を含めて一度に**20匹**まで



コクハンアラ(くるばにー)

50cm以下と**80cm**以上は禁止、持ち帰り**7匹**まで

(その他あかじん類は**38cm**)



イラ属(まくぶ類)

30cm以下は禁止、持ち帰り**6匹**まで

(その他のペラ類は**25cm**)

そのほかにも、クイーンズランド州では、禁漁区および禁漁期の設定や漁具の規制、さらに遊漁者が魚を売ることの禁止など、様々なルールが設けられています。遊漁だけで年間**8,500トン**も獲る国で一日の持ち帰り上限が**20匹**なのに対し、八重山では**無制限**... これで本当に大丈夫なのでしょうか？八重山の漁業者は、体長制限や保護区などの資源管理に取り組んでいます。遊漁を楽しむ皆さんも、八重山の海を豊かに保つため、持ち帰る数を減らしたり、保護区や体長制限へのご協力をお願いします！

